

湧別町立上湧別学園

## 学校いじめ防止基本方針

湧別町立上湧別学園は、「いじめ防止対策推進法」第13条に基づいて、いじめ防止基本方針をここに定める。また、この基本方針はホームページ上で公開する。

### 第1章 いじめの防止等の対策に関する基本的な確認事項

#### 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識を持つ。
- (2) いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行う。
- (3) いじめの問題は、教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題と理解する。
- (4) 家庭・地域社会など全ての関係者と情報を共有し、連携を図り一体となっていじめ問題の克服に取り組む。

#### 2 児童生徒の責務

- (1) 全ての児童生徒は、いじめを行ってはならない。
- (2) 全ての児童生徒は、いじめを認識しながらこれを放置してはならない。
- (3) 全ての児童生徒は、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめ問題に関する理解を深めなければならない。

#### 3 学校及び教職員の責務

- (1) 学校及び学校の教職員は、関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組まなければならない。
- (2) 学校及び学校の教職員は、在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処しなければならない。

#### 4 いじめの定義(いじめ防止対策推進法第2条)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

##### ○ いじめの4要件

- ①行為をした者(A)も行為の対象となった(B)も児童生徒であること
- ②AとBの間に一定の人間関係が存在すること
- ③AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

※「自分よりも弱い者に対して一方的に」、「継続的に」、「深刻な苦痛」などの要素は含まれていない。

また、いじめを理解するにあたっては次の点に留意する。

①いじめを受けた児童生徒の中には「いじめを受けたことを認めたくない」「保護者に心配かけたくないなどの理由で、いじめの事実を否定することが考えられることから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童生徒や周辺の状況等を踏まえ、客観的に判断し対応する。

②インターネットを通じたいじめなど、本人が気づいていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童生徒が心身の苦痛に至っていない場合もいじめと同様に対応する。

③児童生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや、多くの児童生徒が被害児童生徒としてだけではなく、加害児童生徒としても巻き込まれることや、加害・被害の関係が比較的短期間に入れ替わる事実を踏まえ対応する。なお、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童生徒が謝罪し教員の指導に拠らずして良好な関係を再び築くことができた場合は「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど柔軟な対応も可能である。ただし、これらの場合であってもいじめに該当するためいじめ防止対策委員会で情報共有を図る。

④「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。日頃からグループ内で行われているとして「けんか」や「ふざけ合い」を軽く考え、気づいていながら見逃してしまうことも少なくない。些細に見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。

⑤児童生徒が多様性を認め互いに支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から例えば「性的マイノリティー」、「多様な背景を持つ児童生徒」「東日本大震災で被災した児童生徒又は原子力発電事故により避難している児童生徒」については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

## 第2章 いじめ防止等のための具体的取り組み

本校は、基本理念である【ふるさとを愛し、ともに学び高め合う子が育つ学園】を柱として「かんがえ学び合う子」「みんなを大切にする子」「ゆめや希望をもつ子」「うんどうに親しむ子」といった教育目標を達成するために教育活動を展開している。全校児童生徒が、毎日元気で楽しい学校生活が送ることができるよう、組織的に取り組んでいく。

### 1 いじめの防止等のための組織

#### (1) いじめ未然防止対策(生徒指導委員会の設置)

いじめの防止等に関する指導方策など、「いじめ未然防止」を徹底するため生徒指導委員会を常設し、学期に2回の定例会議を開催する。いじめ事案が発生した場合は緊急会議を実施し組織的に対応する。

【構成員】 校長、教頭、生徒指導主事、生徒指導担当者、養護教諭

(ケースによりスクールカウンセラー、教育アドバイザーの協力を仰ぐ)

- 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画（いじめ未然防止マニュアル）の検証・修正の中核
- いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
- 校内研修や学級活動のための資料収集・作成
- いじめの相談・通報の窓口
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動に係る情報の収集と記録及び共有
- いじめの認知（いじめ認知件数がゼロの場合は、「放置されたいじめが多数潜在する場合もあると懸念している」として、いじめ認知件数がゼロだったことを児童生徒や保護者に伝え、認知もれがないか確認する。）

- いじめに対するサポート対応の中核としての役割
- 教職員・児童生徒・家庭への「学校いじめ防止基本方針」の周知徹底

## (2) いじめの未然防止

- ① きめこまかな指導
  - 分かりやすい授業の実践
  - 個に応じた指導の充実
  - 読書活動の充実・音読の推進
  - 「学び合う学び」を取り入れた授業改善
- ② 豊かな心の育成
  - まじめさが大切にされる学校づくり
  - 道徳教育の充実
  - 情操の涵養
  - 多様な体験
- ③ 規範意識の育成
  - いじめ防止対策推進法の周知
  - ネットいじめ防止の啓発
  - 生活規律や学習規律の確立
- ④ 児童・生徒会活動を中心とした活動
  - いじめ撲滅宣言、標語・スローガンの募集・発表
- ⑤ 教職員の意識の向上
  - いじめ事例研修の実施
  - 教職員の不適切な発言や体罰がいじめを誘発・助長する可能性があるとの理解
  - 挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、及び、授業や行事等を通した個と集団への働きかけなど発達支持的生徒指導の励行

等

## (3) いじめの早期発見

- ① 定期的なアンケート調査
  - 年3回のいじめの把握のためのアンケートの実施
  - 「アンケート Q-U」の実施と活用
  - 子供理解支援ツール「ほっと」の活用
- ② 児童生徒観察
  - 複数の職員によるいじめ早期発見のためのチェックリスト（学校用）の活用及び共通理解
  - 休み時間等、授業時間外の児童生徒の人間関係観察

### 【学校におけるいじめのサイン】

- 急な体調不良
- 保健室への来室の増加
- 遅刻・早退・欠席の増加
- 学用品、教科書等の紛失
- 学用品の破損、落書き
- 授業開始前の机、椅子、学用品の乱雑さ
- 発言や言動に対する皮肉や失笑
- 多数の児童生徒からの執拗な質問や批判
- 特定児童生徒の発言へのどよめきや目配せ
- 特定児童生徒や特定児童生徒の持ち物からの逃避

等

### 【家庭におけるいじめのサイン】

- ◎ 家庭、保護者との連携が必要
- 登校しぶり
- 転校の希望
- 外出の回避
- 感情起伏の顕著化

- 衣服の不必要な汚れ
- 体の傷等

等

#### 【地域におけるいじめのサイン】

- ◎ 地域との連携が必要→ 民生委員児童委員 湧別町児童センター
- 登下校中、特定児童生徒が他の荷物を過度に持つ
- 一人だけ離れて登下校
- 故意に遅れて登校
- 放課後児童クラブでのトラブル

等

#### ③ 教育相談

- 日常の教育相談の充実及び「SOS を出せる勇気」を持つ指導の充実
- スクールカウンセラーの積極的活用

#### ④ 相談窓口の周知

- 学校の相談窓口担当者 前期：徳正喜義 後期：柳川智紀
- 端末を活用した相談体制の構築・運用
- 学校外の相談窓口の周知

### (4) いじめの早期対応

気になる情報をキャッチ⇒◆独断で判断せず、いじめ防止対策委員会報告窓口へ報告  
◆いじめられた児童生徒を徹底して守る体制づくり

#### ① いじめ対応支援チームの発足

- 『いじめ防止対策委員会』を中心に、「いじめ対応支援チーム」を発足する。
- 構成員は学年職員、部活動顧問等、適切な対応ができるよう、柔軟に構成する。

#### ② 正確な事実確認

- 1つの事象にとらわれずに、いじめの全体像を把握する。
- 複数名で聞き取りを行う。※男女混合がのぞましい。
- いじめた児童生徒がいじめられた児童生徒や通報者に圧力をかけることのないように配慮する。

#### ○ 事実確認を要する事項

- (1)被害者氏名
- (2)いじめの状況
  - ①いじめの事実の有無 ②いじめの態様・頻度 ③加害者氏名・周囲の人間関係
  - ④保護者の状況 ⑤いじめの発端といじめ発覚のきっかけ等
- (3)その他
  - 親への相談状況 教師への要望 等

#### ③ 指導方針の決定

- 指導のねらいを明確にする。
- 全教職員の共通理解を図り、役割分担を確認する。
- 犯罪行為として取り扱うべき行為が認められた場合は早期に警察に相談・通報し、連携して対応する

#### ④いじめられた児童生徒への支援

- 事実と対応、徹底して守り抜くことを本人・保護者に伝える。
- 対応について説明し、不安な点を聞き取り、対応策を示す
- 表面的に解決したと判断せず、支援を継続する。

#### ⑤ いじめた児童生徒への指導

- いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- 自分はどうするべきだったのか、これからどうしなくてはならないのかを内省させ、行動させる。
- 保護者には事実を説明し、児童生徒がこれからどうするべきか提案する。
- 学校による指導で改善が見られない場合は、教育委員会と協議し懲戒や出席停止

- 等適切な措置を講じる。その際に、保護者の理解を十分に得るように留意する。
- ⑥ 観衆、傍観者への指導
- いじめは学級や学年集団全体の問題として対応する。
  - いじめは絶対に許されない行為であるということや、いじめ根絶に本気で取り組む姿勢を児童に示す。
  - 人権意識の醸成を図る。

○ いじめの事例の内「犯罪行為」として取り扱われるべきと認められる事実や、重大ないじめ事案として警察への相談又は通報を行うことが想定される事例

①強制わいせつ：断れば危害を加えると脅し、性器や胸、お尻を触る。 ②自殺関与：同級生に「死ね」とそそのかし、その同級生が自殺した。 ③暴行：同級生を殴ったり、無理やり服を脱がしたりする。 ④脅迫：裸などの写真・動画をインターネットで拡散すると脅す。 ⑤強要：遊びなどと称して、無理やり危険な行為や恥ずかしい行為をさせる。 ⑥恐喝：断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる ⑦児童ポルノ提供等：スマートフォンで裸の写真・動画を撮って送らせたり、その写真・動画をSNS上のグループに送信したりする。 等

## (5) 繼続支援

- ① チームによる見守り
  - いじめられた児童生徒に安心感を与え、心のケアを行う。
  - 教職員がシフトを組み、隙のない体制で見守りを行う。
- ② 定期的な個人面談
  - いじめ解決から断続的に個人面談を行い、状況を把握する。
  - スクールカウンセラーによる、面談を可能な限り実施する。
- ③ 家庭への定期連絡
  - 児童生徒との面談後、面談の結果や教師から見た学校の様子等を家庭に連絡する。
  - 家庭での様子等を聞き、寄り添う姿勢を伝える。
- ④ 進級、進学にともなう引継ぎ
  - 情報共有のもと、児童生徒間の人間関係等の引継ぎを確実に行う。
  - 中学校への進学、後期課程への進級に際しては、綿密に行う。
  - 幼稚園、保育所との引き継ぎの際、人間関係の情報収集を行う。

## (6) 家庭との連携

- ① 家庭との連携
  - 学校基本方針等について保護者に周知し、理解を得る。また、日頃より情報を共有しやすい関係を築く。
  - 家庭との連絡を密にし、いじめがあった場合の子どもの変化の特徴を保護者に示し、すみやかに学校に相談するよう啓発する。
- ② P T Aや地域との連携
  - 学校基本方針等について地域に周知し、理解を得る。また、情報が入りやすいように日頃より連携をすすめる。
  - P T Aといじめ問題について、協議する機会を設ける。

## (7) 関係機関との連携

- ① 教育委員会との連携
  - 問題解決に向けて指導助言等必要な支援を受ける。
  - 相談電話が入った場合等は情報提供を求める。
  - いじめの状況について報告し、情報を共有する。
  - 出席停止措置について協議する。

- ② 健康こども課との連携
  - 問題解決に向けて指導助言等必要な支援を受ける。
  - 生活環境に問題がある場合には、情報を提供して、民生児童委員も含め協力を得て、生活環境の改善を図る。
- ③ 警察との連携
  - いじめが暴力行為や恐喝等、犯罪と認められる事案に関しては、早期に遠軽警察署（生活安全課）に相談・通報し、連携を図る。
  - 遠軽警察署との連携を図るため、湧別町生徒指導連絡会議に参加し、相互協力ができるよう体制を整えておく。

#### (8) ネット上のいじめへの対応

- ネット上によるいじめについては、大人が見えにくい中で行われることが多く、被害が広範囲で長期に及ぶ可能性があることに留意して対応する。
- 児童生徒、保護者に対して、警察や通信事業者等と連携を図り、情報モラルに関する教育に取り組む。
- スマートフォン等を第一義的に管理する保護者に対しても家庭における保護者の責務や家庭での教育の必要性について周知する。
- ネット上の不適切な書き込みや画像等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとるが、その際、証拠として画像を残すことや、教員による確認の必要もある。
- 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し適切に援助を求める。また、法務局等におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など関係機関の取組についても周知する。

#### (9) いじめの解消

- 単に謝罪をもって安易に解消とせず、次の2つの要件が満たされている場合、解消と判断する。
  - ア) いじめに係る行為の止んでいる状態が、目安として少なくとも3か月止んでいる状態が、継続していること。
  - イ) いじめを受けた児童生徒本人及びその保護者に対し、面談等を行った結果、いじめを受けた児童生徒が、心身の苦痛を感じていないと認められること。
- いじめが解消していない段階では、いじめを受けた児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。
- いじめが解消した状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性があることを踏まえ、当該児童生徒について日常的に注意深く観察する。

## 2 重大事態への対処

- (1) 重大事態とは**
  - 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
  - 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合
  - 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったと申し出があった場合
- (2) 重大事態の対処**
  - 重大事態が発生した旨を、教育委員会教育総務課へ速やかに報告する。
  - 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する「いじめ対策会議」を設置する。
  - 「いじめ対策会議」の構成員は校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、該当学年担任、スクールカウンセラーに第三者を加える。
  - 組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
  - 調査結果については、いじめを受けた児童生徒・保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
  - 調査結果を、教育委員会教育総務課へ報告する。

○ 報告内容(例)

- ① 学校名
- ② 対象児童生徒（被害・加害・関係児童生徒）の学年、氏名、部活動 等
- ③ 被害の概要
- ④ 報告の時点における対象児童生徒への指導・支援状況

○ 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。→当日もしくは翌日に報告することが望ましい

- (1) 児童等の自殺企図や未遂、実行の場合
- (2) 身体に重大な傷害（自傷行為を含む）を負った場合
- (3) 金品等に重大な被害を被った場合
- (4) 精神性の疾患を発症した場合

等のケースが想定され、児童等の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

○「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている状態」について→7日以内に報告することが望ましい

- (1) 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合は上記目安にかかわらず迅速に対応する。

### 3 学校いじめ防止基本方針やいじめについての取組の点検・評価・公表

(1) 学校いじめ防止基本方針について

- いじめの防止のための組織を中心に、全教職員で基本方針の点検や見直しを行う。
- 学校だより等により公表する。

(2) いじめについての取組について

- 学校評価を活用し、いじめ防止について、児童生徒、教職員、保護者が評価する。
- 評価結果の分析に基づき、取組の改善を図る。
- 評価結果を公表し、児童生徒、保護者、地域へと周知する。

### 4 その他

(1) ゆとりを持ち、児童生徒と向き合える時間の創出

- 教育活動や校務の精選を図り、児童生徒と対話時間を創出することに努める。
- 一部教職員に校務が偏らないよう分掌の適正化を図る。
- 授業支援のサポート体制の整備、改善を図る。

(2) 教師力の向上

- 「学習指導力」「生徒指導力」「特別支援教育力」向上を目指し、日々研鑽に努める。
- 「つけたい力」を明確にし、日々の授業や生徒指導に取り組む。
- 日々の実践を謙虚に振り返り、常に改善を図る。

(3) 「PTA 役員会」「学校運営協議会」の活用

- 会議を有効に活用し、外部からの意見、情報を分析し、改善を図る。
- 校長・教頭が窓口となり、日頃から情報交換が行える環境を整える。

(4) スポーツ少年団、外部指導者との連携

- 気になる様子の児童生徒がいた場合、連絡していただくよう、教頭が窓口となる。

令和7年5月策定

相談先にお困りの場合は

湧別町教育委員会 01586-5-3143 子ども相談支援センター0120-3882-56  
オホーツク教育局相談TEL 0152-44-7262 (メール：sodan-center@hokkaido-c.ed.jp)